

# 特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律関係施行規則及び関係告示の改正等について

令和 5 年 7 月  
環境省自然環境局

## 1. 改正等の背景

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号。以下「施行令」という。）の一部改正により、カミキリムシ科の 2 種（ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリ）について、特定外来生物に指定される見込みである。これに伴い、関係する規定に関して改正または新設（以下「改正等」という。）を検討する。

## 2. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」の改正について

上記カミキリムシ科の 2 種のうち、ツヤハダゴマダラカミキリについては、生態系に係る被害及び農林業に係る被害が懸念されている。その農業被害については植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）において、法と同等程度の規制がなされているが、林業被害については同等程度の規制がなされる他法令上の措置がないことに鑑み、環境大臣に加えて、農林水産大臣を主務大臣とするため、また、追加予定の二種について、新たに種類名証明書の添付が必要な生物として定めるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）を改正する。また、併せて令和 5 年 4 月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）による改正後の法の円滑な運用のため所要の規定の整備を行う。

### 【改正の内容】

(1) 地方公共団体による防除に関する負担金の徴収に関する意見聴取の規定の準用（施行規則第 21 条関係）

施行規則第 19 条で定める意見聴取に係る規定を地方公共団体が行う防除に関する負担金の徴収についても準用するため、施行規則第 21 条を改正する。

(2) かみきりむし科 1 種の主務大臣の追加（施行規則第 34 条関係）

ツヤハダゴマダラカミキリの主務大臣に農林水産大臣を加える。

(3) 地方支分部局の長の委任権限の拡充（施行規則第 36 条）

改正法を踏まえ、改正後の法第 17 条の 2 第 2 項及び第 4 項に規定する権限を地方支分部局の長等に委任する。また、ツヤハダゴマダラカミキリに関しては、農林水産

大臣の権限を地方支分部局長に委任しないため、権限委任の対象種から除くものとして整理する。

(4) 種類名証明書の添付が必要な生物の追加（別表第三関係）

種類名証明書の添付が必要な生物としてツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリを追加する。

(5) 放出等の許可証の様式の修正

表題の「（許可）」を、様式1と合わせるため「（許可証）」に改める。

### 3. 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」及び「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について

法では、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している（法第4条）。ただし、例外として、法第5条第1項の主務大臣の許可を受ける場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第5条第3項から第5項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第5条第1項に定めるほか、同条第2項、第7条及び第8条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

① 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号。以下「環境大臣施設告示」という。）

② 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年農林水産省・環境省告示第4号。以下「環境・農林水産大臣施設告示」という。）

今般、特定外来生物に指定する見込みのカミキリムシ科の2種のうち、サビイロクワカミキリにあっては環境大臣施設告示で、生態系に係る被害及び林業に係る被害が懸念されるツヤハダゴマダラカミキリにあっては環境・農林水産大臣施設告示で、特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、所要の改正を行う。

#### 【改正の内容】

(1) ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリについて、既に特定外来生物に指定されている同様の生態的特性を有するクビアカツヤカミキリに係る特定飼養等施設の基準細目等を参考にしつつ、飼養等の実態や規制の適用除外となる事項等を踏まえ、サビイロクワカミキリについては環境大臣施設告示において、ツヤハダゴマダラカミキリについては環境・農林水産大臣施設告示において、特定飼養等施設の基準の細目等を定める（環境大臣施設告示第2条第18号、環境・農林水産大臣施設告示第2条第4号）。

(2) 環境・農林水産大臣施設告示の用語の定義のうち「擁壁式施設等」及び「人工池沼型施設等」について、環境大臣施設告示の告示内容と同一とする修正を行う。また、これに伴い、既に指定されている特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目について、必要な要件の追加等を行う（環境・農林水産大臣施設告示第1条第2号及び第5号）。

ア) 「擁壁式施設等」の要件の追加

特定外来生物が穴を掘って脱出することを防ぐため、「地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。」を要件として追加する。

イ) 「人工池沼型施設等」の要件の見直し

洪水時だけでなく豪雨等が発生した場合にも特定外来生物が容易に外部の水系へ流出することを防止するため、「洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。」の「洪水時」を「豪雨、洪水等が発生した場合」に改正する。

ウ) 「人工池沼型施設等」の要件の追加

特定外来生物が自力で施設から脱出することの防止に備えるため、次に掲げる要件を追加する。

- ・特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である、又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である、又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ・施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
- ・施設の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(3) 「擁壁式施設等」に追加する要件については、環境・農林水産大臣施設告示内で特定飼養等施設の基準の細目として擁壁式施設等が認められている特定外来生物のうち、その習性から穴を掘って脱出する懸念がある次に掲げる生物に適用する（環境・農林水産大臣施設告示第2条第1号及び第2号）。

- ・ヌートリア
- ・フィリマンダース
- ・ジャワマンダース
- ・シママンダース

また、「人工池沼型施設等」に追加する要件については、現在の環境・農林水産大臣施設告示の対象種はいずれも壁面等から自力で施設から脱出する懸念はないため、これらの要件を適用しないものとする。

(4) 環境・農林水産大臣施設告示に規定する生物種の学名について、環境大臣施設告示に倣い、カタカナ表記を英語表記に改める（環境・農林水産大臣施設告示第2条第1号から第3号まで）。

#### 4. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づき主務大臣が定める動物及び運搬に係る要件」の改正、及び、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第15号の規定に基づき環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」の新設について

施行規則第2条第15号において、特定外来生物のうち主務大臣の定める動物について、法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をする場合は、法第4条の飼養等の禁止の規定の適用除外となる旨を規定しており、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条

第 15 号の規定に基づく主務大臣が定める動物及び運搬に係る要件」（令和 5 年環境省告示第 32 号。以下「環境大臣運搬告示」という。）において、特定外来生物のうち「かみきりむし科に属する生物」に関して、当該規定を適用する旨を定めている。

今般の施行令及び施行規則の改正に伴い、カミキリムシ科 3 種（クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリ）の運搬に係る要件を整理すべく、環境大臣運搬告示が対象とする種を、カミキリムシ科に属する 3 種のうちツヤハダゴマダラカミキリを除くものとする所定の改正を行うとともに、ツヤハダゴマダラカミキリに関しては、環境大臣運搬告示を模し、小規模な防除の場合の適用除外に関する告示を新たに定めることとする。

#### 【改正等の内容】

(1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づく主務大臣が定める動物及び運搬に係る要件」の改正

- ① 告示名を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づく主務大臣が定める動物及び運搬に係る要件」から、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件」に改める。
- ② 施行規則第 2 条第 15 号に基づき、特定外来生物である動物のうち主務大臣（環境大臣）の定めるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第 1 に規定するかみきりむし科に属する生物のうちツヤハダゴマダラカミキリを除くものと改める（第 1 条）。

(2) 「「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 15 号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件」の新設

環境大臣運搬告示の内容に沿い、告示を新設する。規定の詳細は以下のとおりとする。

- ① 施行規則第 2 条第 15 号に基づき、特定外来生物である動物のうち主務大臣（環境大臣及び農林水産大臣）の定めるものとして、ツヤハダゴマダラカミキリを規定することとする（第 1 条）。
- ② 施行規則第 2 条第 15 号に基づき、法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う者に限る。）が、当該防除に伴い運搬する場合に、法第四条の飼養等の禁止の適用除外となるための環境大臣及び農林水産省大臣の定める要件を以下のとおり定める（第 2 条）。
  - ・ ①に掲げる動物の個体の拡散を防ぎ、及び確実に全ての個体の殺処分をすることを目的として、当該生物の個体が付着し、又は混入した樹木の焼却又は粉碎及びくん蒸を実施する場所に運搬するものであること。
  - ・ 樹木の側面に付着している等その場で殺処分をすることが可能な当該生物の個体については、殺処分を行った上で運搬すること。
  - ・ 当該生物の個体が付着し、又は混入しているおそれのある樹木等が運搬中に落下し、又は飛散すること及び当該生物の個体が運搬中野外へ逸出することを確実に防止するための措置がとられていること。
  - ・ 防除（法第三章の規定による防除に該当しない防除であって、地域のボランティアによる防除等小規模な防除に限る。以下同じ。）を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、

かつ、当該事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の一環として当該生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。

- ・当該防除が①に掲げる動物の防除に該当すること。
- ・当該防除を実施する者
- ・当該防除の実施日時及び実施場所
- ・逸出防止措置を含めた運搬方法

## 5. 施行日

令和5年9月1日（施行令を改正する政令の施行の日）